

令和6年 城里町告示第84号

次の工事について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び城里町財務規則（平成17年城里町規則第40号）第117条の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月23日

城里町長 上遠野 修

1 入札対象工事

入札対象工事は、次の各号に掲げるとおりとする。

工事番号及び工事名	令和6年度 城里町立ななかいこども園新築工事（6-NK-SK）
工 事 の 概 要	ななかいこども園新築工事一式 建築面積 $A = 435.74 \text{ m}^2$
工 事 場 所	東茨城郡城里町大字小勝 地内
工 期	契約日の翌日 から 令和7年2月14日まで

2 入札参加形態

入札参加形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第5章の規定による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）を結成すること。
- （2）特定企業体は、2構成員（構成員1〔代表者〕、構成員2）とする。代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。ただし、乙型（分担施工方式）の場合においては、これによらないことができる。また、構成員の出資比率の下限は30%以上であること。次項に規定する各構成員の入札参加要件により結成すること。

3 入札参加要件

入札参加については、次の各号に掲げる入札参加要件を満たしていなければならない。

- （1）城里町建設工事等有資格業者名簿（令和5・6年度）に登載されていること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第1項及び茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領第2条第1項並びに城里町建設工事等入札参加資格停止措置要領（令和5年城里町告示第35号）第2条の規定に該当していないこと。
- （3）城里町政治倫理条例（平成17年6月21日条例第169号）第4条第1項の規定を満たしている者。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生開始の申立てをした者においては、手続開始の決定がなされた後において入札参加資格の再認定を受けている者。
- （5）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。ただし、法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の

国民健康保険組合に加入)は、社会保険等に参加しているものとみなす。

- (6) 本町納税義務等に対し完納していること。
- (7) 契約締結日から1年7月以内の経営基準日の経営事項審査を受けていること。
- (8) 各構成員は、この入札において他の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (9) 「構成員1(代表者)」は、次の入札参加要件を満たしていること。
 - ①水戸土木管内に本社(本店)または委任先営業所等(茨城県内に常時建設工事の請負契約を締結する事務を行う営業所等があるものに限る。)があること。
 - ②本町資格審査において、建築一式工事の格付けが「A」であること。
 - ③技術者は、建設業法第26条に規定する国家資格を有する技術者を専任で配置すること。
- (10) 「構成員2」は、次の参加要件を満たしていること。
 - ①城里町に本社があること。
 - ②本町資格審査において、建築一式工事の格付けが「A又はB」であること。
 - ③技術者は、2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものを専任で配置すること。

4 入札参加申請等の方法

入札参加申請は、下記書類を電子入札システム(以下「システム」という。)により期間内に提出すること。

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 提出期間 令和6年4月24日(水)から
令和6年5月8日(水)まで
※土日祝日は除く午前9時から午後6時まで。
ただし、最終日は、午後4時まで
※申請にあたってはダミーファイルを添付すること。
※入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める。

5 申請書類及び設計図書の閲覧及び販売

申請書類及び設計図書の閲覧及び販売期間及び場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧期間 令和6年4月23日(火)から
令和6年5月8日(水)まで
- (2) 閲覧場所 城里町ホームページ
※「ホームページ(<http://www.town.shirosato.lg.jp/>)」の「入札情報」より申請書類及び設計図書をダウンロードすることができる。
- (3) 販売期間 令和6年4月23日(火)から
令和6年5月8日(水)まで
※土日祝日を除く午前9時から午後4時まで。(ただし、正午から午後1時を除く)
- (4) 販売場所 城里町役場 財務課
※販売額200円(申請書類及び設計図書等をPDFファイル化し、CD-Rに複写したもの)

6 設計図書等の質問

設計図書に対する質問等は、次により行う。

- (1) 受付期間 令和6年4月23日(火)から

- 令和 6年 5月 8日 (水) まで
- (2) 方 法 FAXまたはE-mailにより行うものとする。
FAX番号：029-288-2065
E-mail : keiyaku@town.shirosato.lg.jp
城里町役場 財務課 管財Gまで
- (3) 質問等の 質問の回答は令和 6年 5月 9日 (木) 以降、随時FAX又は
回答及び E-mailにより行う。
閲覧方法 閲覧場所は城里町役場財務課ならびに城里町ホームページの
「入札情報」にて、開札日前日の午後4時まで閲覧可能とする。

7 入札参加申請書等に関する説明会

入札参加申請等に関する説明会は、行わない。

8 入札参加資格の確認等

落札候補者は、下記書類をファクシミリ等で提出し審査を受けなければならない。

なお、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の次順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。

この審査は、落札者が決定するまで行う。

(1) 提出書類

- ①一般競争入札資格参加申請書 (様式第3号)
- ②一般競争入札資格参加申請資料 (様式第4号)
- ③技術者等配置予定表 (様式第5号)
- ④元請としての施工実績表 (様式第6号)
- ⑤特定建設工事共同企業体協定書 (甲型又は、乙型) (様式第1号又は、2号)
- ⑥最新の経営規模等評価結果通知書, 総合評定値通知書または経営状況分析結果通知書の写し
- ⑦配置予定技術者及び現場代理人の健康保険証と雇用保険の写し
- ⑧配置予定技術者の資格者証等の写し

(2) 提出期限

入札 (開札) 日の翌日の正午まで。

※翌日が土日祝日の場合は、翌週の月曜日の正午まで。

ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定する。

9 現場説明会

現場説明会は行わない。

10 入札 (開札) 日時、場所及び方法

入札の日時、場所及び方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開札の日時

令和 6年 5月20日 (月) 午前9時30分から

(2) 開札の場所

城里町役場 財務課

(3) 予定価格

¥188,300,000円 (消費税相当額を含まない)

(4) 入札の方法

- ①入札書は次に掲げる期間にシステムにより提出すること。
令和 6年 5月 9日(木) から令和 6年 5月17日(金) まで
※土日祝日を除く午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後4時まで。
- ②工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同様とし、システムにより電子ファイルで提出すること。
- ③工事費内訳書は、数量、単価、金額等を明らかにしたものとする。
- ④提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することができない。
- ⑤予定価格には最低制限価格を設定するものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格の申し込みをしたものを落札候補者とする。
- ⑥最低制限価格未満の入札をした者は、その時点で失格とする。
- ⑦入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者に関係なく見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑧入札執行回数は、1回とする。
- ⑨落札候補者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、システムのおくじにより落札候補者を決定する。

(5) 入札結果の連絡

参加者に対し、システムにより通知する。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札については、無効とする。

- ①入札について、不正行為があったとき。
- ②有効な電子証明書を取得していない者が入札をしたとき。
- ③申請書又は、資料に虚偽の記載をしたとき。
- ④入札(開札)執行時点において、「3入札参加要件」をみたさなくなったとき。
- ⑤町長の承諾を得ず紙入札をしたとき。
- ⑥電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- ⑦その他城里町財務規則等で定める入札の条件に違反したとき。

1.1 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、契約金額の100分の10以上の金額を納付する。
ただし、城里町財務規則第138条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除とする。(役務的保証を求める場合は、保証金額が請負代金の10分の3以上の金額となっている公共工事履行保証契約を締結すること。)

1.2 支払条件

支払条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前金払については、城里町財務規則第151条の規定により請求することができる。なお請求金額は、請負金額の4割以内とする。

(2) 中間前金払については、城里町財務規則第151条の2の規定により請求することができる。

(3) 部分払においては、城里町財務規則第152条の規定により請求することができる。

1.3 議会の議決に付すべき契約

入札対象工事の契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

1.4 入札後の異議の却下

入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書、工事請負契約書、現場等についての不明を理由として異議申し立てることが出来ない。

1.5 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

1.6 その他

(1) 配置予定技術者等は、申請人との間に3箇月以上の雇用関係があること(健康保険被保険者証の写しで確認する)。

(2) 落札者は、落札決定後「CORINS」等により配置予定技術者等の専任義務違反の事実が確認された場合は、契約を解除する。

ただし、病気等極めて特別な場合においては、当初の配置予定技術者等と同等以上の者を配置することにより変更することができる。

(3) 提出された資料等は、返却しない。(公表・無断使用することはない)

(4) やむを得ない事態が生じたときは入札執行を中止又は延期することがある。

(5) 「CORINS」登録(5百万円以上)及び解体工事に要する費用等については監督職員の確認後登録、作成すること。

(6) 工事費内訳書とは、本工事費内訳書である。

1.7 入札及び契約関係図書等の閲覧

この公告に定めるほか、城里町財務規則、工事請負契約書その他本町の入札及び契約に関する必要な情報は、次の掲げる場所において閲覧することができる。

閲覧場所 城里町役場 財務課 管財 G